

議案第82号
宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 各種検診の委託内容（委託先、委託期間、委託料の算定根拠等）

1 契約先

公益財団法人兵庫県健康財団

2 契約方法

特名随意契約

3 契約期間

4月1日から翌年3月31日まで（単年度契約）

4 平成30年度の委託料の算定根拠

診療報酬の変動率（平成30年度の診療報酬 / 平成29年度の診療報酬）を、平成29年度の委託料単価に乗じた額を平成30年度設計額とし、それを参考に委託契約を行っています。

なお、各がん検診の平成30年度の委託料単価は、結果として診療報酬の4割から7割程度になっています。（検診によって異なります。）

5 委託料の推移

（単位：円）

検診名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
胃がん	3,456	3,456	3,456	3,456
肺がん	1,151	1,151	1,151	1,151
喀痰検査	2,937	2,937	2,937	2,937
大腸がん	1,274	1,274	1,274	1,274
乳がん (40-50未満)	6,480	6,480	※ 4,860	4,860
乳がん (50以上)	6,480	6,480	※ 4,860	4,860
子宮頸がん	5,400	5,400	5,400	5,400
前立腺がん	1,468	※2 1,447	1,447	※2 1,404

※1 視触診を実施しなくなったことにより、減となりました。

※2 診療報酬の改定に伴い、減となりました。